

川上ダムモニタリング部会 規約

(名 称)

第1条 本会は、「川上ダムモニタリング部会」（以下、「部会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本部会は、ダム等の管理に係るフォローアップ制度に基づき設置するものであり、モニタリング調査が実施される期間において、モニタリング調査計画の策定及びその調査結果の分析・評価を客観的、科学的に行い、川上ダムの適切な管理に資するとともに、管理の効率性及び実施過程の透明性の向上を図ることを目的とする。

(組 織)

第3条 部会は、別表に掲げる者（以下「委員」という。）によって構成する。

(部 会)

第4条 部会には、部会長を置く。

2. 部会長は部会を代表し、会務を総括する。
3. 部会長は、委員の互選によってこれを定める。
4. 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
5. 部会の意見は、近畿地方ダム等管理フォローアップ委員会に報告するものとする。
6. 部会は、部会長が招集する。
7. 部会は、委員の2分の1以上が出席しなければ開催することができない。
8. 部会には、特定の課題を検討する検討会を設置することができる。

(検討会)

第5条 検討会委員は、部会委員のほか、部会以外の専門家を検討会委員とすることができる。

(任 期)

第6条 委員の任期は、モニタリング調査が実施される期間とする。

(部会の公開)

第7条 部会の審議及び審議資料、議事概要等は情報公開に努めるものとする。

(事務局)

第8条 部会の事務局は、独立行政法人水資源機構木津川ダム総合管理所内に置く。

2. 事務局は、部会の指示により事務を行う。

(雑 則)

第9条 この規約に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

(附 則)

この規約は、令和7年1月10日から施行する。

別表

川上ダムモニタリング部会 委員名簿

	氏 名	所属・役職
部 会 長	池 淵 周 一	京都大学名誉教授
委 員	江 崎 保 男	兵庫県立大学 名誉教授
委 員	海老瀬 潜一	元摂南大学教授
委 員	角 哲 也	京都大学防災研究所水資源環境研究センター特定教授
委 員	藤 井 伸 二	人間環境大学環境科学部フィールド生態学科准教授
委 員	松 井 正 文	京都大学名誉教授
委 員	森 下 郁 子	一般社団法人淡水生物研究所所長

(五十音順、敬称略)